

○ 性犯罪被害者相談場所借上げ制度実施要領の制定について

平成22年6月14日付け県相甲達第8号、
会甲達第13号、刑企甲達第53号、捜一
甲達第35号
石川県警察本部長から部課署長あて

最終改正 平成29年8月22日県相甲達第13号ほか

このたび、性犯罪被害者が羞恥心等から警察施設での相談又は事情聴取をためらう場合等において、必要に応じて、警察以外の施設を一時的に相談場所として借り上げることとしたことから、別添のとおり「性犯罪被害者相談場所借上げ制度実施要領」を制定し、平成22年6月14日から実施するので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

性犯罪被害者相談場所借上げ制度実施要領

1 目的

この要領は、性犯罪被害者が羞恥心等から警察施設での相談又は事情聴取をためらう場合等において、警察以外の施設（ホテル、公民館等の貸室）を一時的に相談場所として借り上げることについて必要な事項を定め、もって、被害者の二次的被害の防止及び精神的負担の軽減を図るとともに、捜査への協力を確保することを目的とする。

2 制度適用の対象者

次の犯罪に該当し、かつ、警察施設以外の場所での相談等が必要と認められる被害者

- (1) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪。未遂を含む。）
- (2) 強制性交等罪（刑法第177条の罪。未遂を含む。）
- (3) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪。未遂を含む。）
- (4) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪。未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ等致傷罪（刑法第181条の罪。）
- (6) 強盗・強制性交等罪（刑法第241条第1項の罪。未遂を含む。）
- (7) その他警察署長が必要と認める犯罪

3 運用手続

- (1) 前記2の対象者を認知した警察署の事件担当課長は、別記様式「性犯罪被害者相談場所借上げ報告（申請）書」により警察署長に報告し、警察署長がこの制度を適用するか否かを判断するものとする。
- (2) 警察署の事件担当課長は、上記により警察署長の認定を受けた後、施設の借上げを借上げ先へ申し込むものとする。
- (3) 警察署長は、この制度による施設の借上げが必要であると認めたものについて、速やかに警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）へ報告するものとする。

4 運用上の留意事項

- (1) 借上げ施設は、事案の内容、地域の実情等を勘案の上、相談場所に適した施設を選定すること。
- (2) この制度の運用に当たっては、周囲に被害を知られることを恐れる被害者の心情を念頭に置き、被害者のプライバシーの保護等に十分配慮すること。
- (3) 借上げ施設の使用時間は必要最小限度にとどめることとし、事件によって長時間又は複数回の使用が予想される場合は、事前に県民支援相談課長と協議すること。
- (4) 借上げ施設にあっては、可能な限り無料施設を選定すること。（無料施設を借り上げた場合は、県民支援相談課長への協議及び報告は不要とする。）

5 その他

- (1) 警察本部各部の特捜係等で、この制度を運用する場合は、上記手続に準ずるものとする。
- (2) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月22日から施行する。

別記様式 (省略)